

妊婦のための支援給付

よくある質問 Q&A

Q. 「妊婦支援給付金」の申請書はどこでもらえますか。

A. 1回目の「妊婦支援給付金」申請では、妊娠届出時の面談時に、2回目の「妊婦支援給付金」申請では、出生届出時や新生児訪問の面談時に申請書をお渡しします。

Q. 「妊婦支援給付金」と「出産（子育て）応援ギフト」でもらえる金額は変わりますか。

A. 「出産（子育て）応援ギフト」と同じ金額です。
妊娠期間中に5万円、出産後等におなかにいた子ども1人につき5万円を支給します。

Q. 令和7年3月31日に出産した場合の給付はどうなりますか。

A. 令和7年3月31日までに出産された方は「子育て応援ギフト」の対象となります。

Q. 令和7年4月1日以降に出産した場合は、どうなりますか。

A. 「妊婦のための支援給付」の対象となります。

Q. 町外へ里帰りした場合、妊婦支援給付金の申請はどの自治体でしたら良いのでしょうか。

A. 住民票がある南三陸町で申請（認定）します。

Q. 南三陸町で妊娠・出産届出後に、転出した場合はどうなりますか。

A. 届出時の住所地（南三陸町）ではなく、給付の申請を行った時点で
住民票がある自治体（転出先）から給付を受け取ることができます。

Q. 転入前の住所地で「妊婦支援給付金」を受給していた場合でも、南三陸町で申請はできますか。

A. 全国一律の制度のため、複数自治体から二重で受給することはできません。
ただし、2回目の支給がまだの方は、2回目のみ南三陸町で申請が可能です。

Q. 双子を妊娠した場合「妊婦支援給付金」はいくら受け取ることができますか。

A. 1回目の支給（妊娠届出後）は妊婦1人あたり5万円、2回目の支給（胎児の数の届出後）
は胎児1人につき5万円（双子の場合：5万円×胎児2人＝10万円）を支給します。

Q. 「妊婦支援給付金」の振込口座を、対象となる子どもの父親名義の口座とすることはできますか。

A. 「妊婦支援給付金」は妊婦を対象とした給付金です。
そのため、申請者（妊婦）名義以外の口座へ支給することはできません。

Q. 妊娠届を出す前に流産・死産した場合は、支給対象となりますか。

A. 医師により胎児心拍の確認がされた後の流産・死産は支給対象となります。
その場合も、妊娠に対して5万円、胎児1人につき5万円を支給します。
申請にあたっては、医師の証明が必要となります。
ただし、令和6年3月31日までの流産・死産については支給対象外となります。